

御坊駅前駐車場指定管理者業務
仕様書

1. 趣旨

御坊駅前駐車場（以下「駅前駐車場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲は本仕様書によるものとし、指定管理者が業務を行うに当たっては、次の各項目に留意し、駅前駐車場を円滑かつ効率的に運営するものとする。

2. 施設の概要

駐車場名：御坊駅前駐車場

駐車場の場所：御坊市湯川町小松原4 1 1 番地7

駐車場台数・配置：駐車場88台（別紙1 図面参照）

駐輪場280台（別紙1 図面参照）

3. 事業実施仕様

（1）設備の仕様等

ア 駐車場の開場時間は、年間を通じて原則0時から24時とする。ただし、御坊市駐車場条例（以下「条例」という。）の改正を要するため市議会の議決後となる。

イ 駐車場の管理に必要な機器等は、指定管理者の負担において新規のものを設置すること。

ウ 精算機器は、新500円硬貨、新紙幣、クレジット決済及び電子マネー決済に対応可能であること並びにインボイス制度に対応したレシート又は領収書の発行が可能であること。また、精算機器にはインターフォンを取り付けるなど、利用者が直接連絡を取れるようにすること。

エ 出入口にゲートを設置する場合、緊急時等にゲートの開閉ができること。

オ 社会情勢の変化に伴う設備機器の改良等を適宜行うこと。（新紙幣、硬貨への対応等）

（2）利用料金

ア 指定管理者は、下表の範囲の中で、市の承認を経て料金を設定することができる。

※なお、（1）アの条例改正に伴い利用料金に変更となる場合がある。

（条例 別表）

区分	駐車時間	料金	備考	
普通自動車	1時間まで	200円	1時間に満たない端数時間は1時間とする。	

	1 時間を超え 1 時間を増す ごとに	100 円	1 時間に満たない 端数時間は 1 時間とする。	
	14 時間以上	1, 530 円	1 日につき 1, 530 円を限度とする。	
	1 月定期	5, 140 円		
	1 年定期	56, 540 円		
自動二輪車 原動機付自転車	1 日 1 回につき	150 円		
	1 月定期	2, 050 円		
	1 年定期	22, 550 円		
自転車	1 日 1 回につき	100 円		
	1 月定期	1, 020 円		
	1 年定期	11, 220 円		

イ 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入として収受することができる。
ただし、指定管理者は、本事業による収入の一部を市に納付しなければならない
(最低納付額は、年間の売上が 1 千万円までは売上の 5 %、1 千万円を超える部分
については売上の 1 0 %とする)。

ウ 利用料金の減免は、条例第 9 条に定められた基準に従い実施することとする。そ
の他、市が主催する事業等に伴う利用や、市職員が公務で利用する場合は、利用料
金を減免することとする。

(3) 施設の維持管理業務

ア 保守点検

施設や設備機器類の機能を正常に保つことができるように保守・点検を適切に行
い、軽微な故障や不具合が認められた場合は、修繕対応を行うこと。設備等更新が
必要な場合や、重大な故障・不具合が発生した場合は、市と協議の上実施するこ
と。また、実施後は、市に対応内容について報告を行うこと。

ウ 問い合わせ、苦情及び事故の対応

施設利用に関する問い合わせ、苦情に関しては、2 4 時間体制で親切かつ丁寧
に対応し利用者の満足が得られるように努めること。

精算機付近には電話もしくはインターフォンを設置し、緊急の際は迅速に対応が
可能であること。

場内での車両事故、その他のトラブル等には、適切かつ迅速に対処するとともに
速やかに報告書により市に報告すること。

エ 災害時の対応

各施設の状況、設備、資材等を把握し、火災、台風、大雨、その他災害時の対応マニュアルを策定し、利用者の安全確保に十分な対策を講じること。

オ 利用促進

施設の利用促進を図るため、積極的かつ効果的に広報・宣伝を行うこと。

カ 日常清掃及び美観の確保

指定管理者は、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、駐車場内の清掃及び美観の保持に努めること。

4. その他事項

- (1) 指定管理者は、本事業の実施に際し、駐車場設備の仕様、施工・管理方法、実施体制、駐車場設備の運用に関する事項について管理運営計画を策定して、あらかじめ市と協議の上、承認を受けること。
- (2) 指定管理者は、市に対して駐車場利用台数や利用者からの料金徴収による収入及び収支等の本事業についての実施状況を月ごとに報告すること。また、市は、随時実施状況等の報告を求めることができることとし、請求があった場合、指定管理者は速やかに報告を行うこと。なお、指定管理者が提出した情報は、法令に抵触しない範囲で市が利用できるものとする。
- (3) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し個人情報の漏えい、滅失、損傷、改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 指定管理者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (5) 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。
- (6) 指定管理者は、指定管理業務の終了時において、施設に著しい損傷が無い状態とすること。また、他の指定管理者へ業務を引き継ぐ場合、業務に支障がないように適切に引継ぎ業務を開始するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で、決定するものとする。

5. 参考資料

- (1) 別紙1：駐車場図面
- (2) 別紙2：負担区分表
- (3) 別紙3：利用台数及び利用料金収入表（過去3年分）
- (4) 別紙4：御坊市駐車場条例
- (5) 別紙5：御坊市駐車場条例施行規則